

令和 7 年第 3 回羅臼町議会臨時会（第 1 号）

令和 7 年 5 月 3 0 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第 3 0 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 6 議案第 3 1 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第 3 2 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議 長	1 0 番	佐 藤 晶 君	副議長	9 番	小 野 哲 也 君
	1 番	米 井 宏 喜 君		2 番	浜 岸 昭 仁 君
	3 番	小 川 雅 勝 君		4 番	山 下 竜 哉 君
	5 番	加 藤 勉 君		6 番	田 中 良 君
	7 番	高 島 讓 二 君		8 番	松 原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画財政課長	鹿 又 明 仁 君	総 務 課 長	湊 慶 介 君
町民環境課長	野 田 泰 寿 君	税 務 担 当 課 長	鹿 又 芳 弘 君
保健福祉課長	本 見 泰 敬 君	保 健 担 当 参 事	飯 島 祥 子 君
学 務 課 長	八 幡 雅 人 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	平 田 充 君	議会事務局次長	堺 勝 敏 君
--------	---------	---------	---------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、ペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みも許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番米井宏喜君及び2番浜岸昭仁君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

議員皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

ただいま議長から行政報告のお許しをいただきましたので、1件につきまして行政報告をさせていただきます。

知床世界自然遺産20周年記念事業についてであります。

今年度は、知床が平成17年にユネスコの世界自然遺産に登録されてから20周年を迎えました。

この顕著で普遍的な価値をはじめとする知床ならではの価値を再認識し、その保全を図るとともに、感動と学びを享受できる良質な自然体験の創出と、これらを持続可能に実施するためのルールやリスク管理について広く発信するため、羅臼町、斜里町、北海道、林野庁、環境省の5機関により実行委員会を組織し、「海と森と人がつなぐ」をテーマに、令和8年3月までを周年記念期間とし各種事業に取り組んでまいります。

初めに、世界自然遺産関連事業として、6月5日に大阪関西万博会場において、子ども作文コンクールやトークショーのほか、映像紹介などを通して、日本型自然保護のメッセージを世界に向けてPRする機会をいただいております。

子ども作文コンクールには、知床地区代表として、羅臼小学校、知床未来中学校より、それぞれ1名ずつが選ばれました。ちなみに、副賞は大阪関西万博へのペア招待券と聞いております。

続いて、6月15日には、羅臼町民体育館において、NHK主催により、これまでに放送された知床がテーマの番組のダイジェスト上映やトークショーなど、「知床・大いなる自然の世界」と題したイベントが開催されます。

また、6月22日には、午前に、未来の子どもたちに豊かな環境を残し続けるために、ピカチュウと一緒に町をピカピカにするイベント「ポケモンピカピカ団in知床」が開催され、午後には、戸川幸夫作「オホーツク老人」を森繁久彌主演で映画化した不朽の名作「地の涯に生きるもの」の町民向け上映会を開催いたします。

当町は、当時エキストラで参加した方もいらっしゃいますし、若い方々はまだ見たことがないという方も多いと思います。この映画をきっかけに日本中に注目され、「知床旅情」や「オホーツクの舟歌」がヒットし、知床が国立公園になるきっかけにもなりました。会場はらうすぼですので、皆さんお誘い合わせの上お越しください。

さらに、8月31日には、斜里町ゆめホールにて、知床世界自然遺産登録20周年記念シンポジウムが、9月6日、7日には、羅臼町オートキャンプ場を会場として、アウトドアイベント「知床アドベンチャーフェスティバル」が開催されます。

これ以外にも、20周年を冠にした事業が今後も企画される予定となっておりますので、議員各位、町民の皆様におかれましては、時間の許す限り一つでも多くのイベントに御参加いただきますようお願い申し上げます。

行政報告は、以上であります。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第30号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第30号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第30号でございます。令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,082万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金18万5,000円を追加し、3億6,596万3,000円。

2項国庫補助金18万5,000円を追加し、2億271万円。内訳につきましては、戸籍の氏名に振り仮名を記載する改正戸籍法の施行に伴う社会保障・税番号制度システム整備事業補助金として178万5,000円の追加。ゼロカーボンシティの推進に向けた新しい地方経済・生活環境創生交付金が採択されたことにより、1,000万円の追加となります。

また、令和7年度当初予算でGIGAスクール構想に基づく教育用コンピューターの更新に伴う、公立学校情報機器整備費補助金を国庫補助金で計上させていただいておりましたが、道補助金へ科目変更が必要となったことにより、1,160万円が減額となります。

15 款道支出金 1,185 万 5,000 円を追加し、2 億 1,595 万 8,000 円。

2 項道補助金 1,185 万 5,000 円を追加し、1 億 1,446 万 5,000 円。先ほどの国庫補助金で減額した 1,160 万円を道補助金へ科目変更することによる追加と、補助単価の精査により 25 万 5,000 円を追加するものでございます。

16 款財産収入 85 万 2,000 円を追加し、1,578 万 5,000 円。

1 項財産運用収入 85 万 2,000 円を追加し、1,577 万 4,000 円。教職員住宅及び職員住宅の共用部分の電気料を個人支払いから公益費として家賃に上乗せして徴収するよう変更したものであるものでございます。

18 款繰入金 1 項基金繰入金 943 万 4,000 円を追加し、8 億 7,717 万 1,000 円。歳出の財源調整のため、その財源として財政調整基金繰入金に求めるものでございます。

歳入合計 2,232 万 6,000 円を追加し、55 億 6,082 万 6,000 円となるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費 165 万 2,000 円を追加し、16 億 7,586 万 4,000 円。

1 項総務管理費 49 万 2,000 円を追加し、16 億 1,196 万 4,000 円。内容につきましては、役場職員住宅の共用部分の電気料支払いの取扱いを個人支払いから公益費として徴収して支払うように変更したことにより、歳入歳出同額を追加しております。

7 項防災費 116 万円を追加し、947 万 6,000 円ではありますが、防災無線オッカバケ中継局のコントロールパネル基盤の故障による修繕費用であります。

4 款衛生費 2,027 万 8,000 円を追加し、6 億 8,150 万 8,000 円。

1 項保健衛生費 2,000 万円を追加し、3 億 420 万 1,000 円。ゼロカーボンシティの推進に向け、地熱発電の導入や温泉熱のさらなる利活用を図るための基本構想や基本設計の策定業務を進めていくものでございます。

2 項保健師設置費 27 万 8,000 円を追加し、879 万 2,000 円につきましては、第 4 期特定検診等実施計画に伴うシステム改修が必要となったものでございます。

8 款教育費 39 万 6,000 円を追加し、5 億 5,496 万 6,000 円。

1 項教育総務費 39 万 6,000 円を追加し、1 億 3,723 万 3,000 円。先ほどの総務管理費の役場職員住宅同様、教職員住宅におきましても共用部分の電気支払料の取扱い方法を変更したことによる追加でございます。

歳出合計 2,232 万 6,000 円を追加し、55 億 6,082 万 6,000 円となるものでございます。

なお、この後、補正予算の詳細につきましては、各担当課長から事項別明細書により御説明させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） それでは、補正予算の詳細につきましては、お手元に配付しております別冊資料、事項別明細書で御説明申し上げます。

説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、別冊資料の5ページをお開き願います。説明につきましては、所管いたします各担当課長から歳出の費目順にそれぞれ御説明申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 事項別明細書の5ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費10目財産管理費、職員住宅に要する経費に49万2,000円の追加でございます。10節需用費の光熱水費に49万2,000円の追加でございます。内容は、職員住宅の共用部分であります階段の電灯料や合併処理浄化槽動力料の取扱いを公益費として入居者から徴収し、町予算から支出することに運用方法を改め、羅臼町有土地及び建物管理条例施行規則を一部改正したことによるものでございます。

なお、歳入においても入居者負担分として、職員住宅貸付収入現年度分に49万2,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 同じく、2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍電算システムに要する経費の18節負担金補助及び交付金の負担金。北海道自治体情報システム協議会負担金で、このたび国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金178万5,000円の確定に伴いまして、補正予算を行うものでございますが、財源移動のみで、歳出の増減はございません。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 同じく、2款総務費7項防災費1目防災費、防災行政無線管理に要する経費に116万円の追加でございます。10節需用費の修繕料に116万円の追加でございます。内容は、防災行政無線オッカバケ漁港屋外拡声子局のコントロールパネル基盤が故障し、一部不具合が起きている状況であり、修理が必要であるため、修繕料として増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 続きまして、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、環境保全対策等に要する経費の12節委託料に2,000万円の追加補正をお願いするものでございます。当町のゼロカーボン推進の核となる地熱発電の新規導入及び温泉熱のさらなる利活用を図るための基本構想及び熱水供給施設の基本設計、また、地域新エネルギー供給会社の立ち上げに向けて、関係企業や有識者による連絡会議を開催する業務委

託のため、内閣府の補助金申請をしておりました。このたび事業採択を受けることができましたので、ゼロカーボン推進事業委託料として予算補正をお願いするものでございます。

事業の概要につきましては、別冊参考資料に添付してございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

なお、補助金の採択をいただきましたので、歳入の衛生費国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金として1,000万円の予算補正を上程しておりますことを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 保健担当参事。

○保健担当参事（飯島祥子君） 同じく、4款衛生費2項1目保健師設置費、その他の保健事業に要する経費に27万8,000円の追加をするものでございます。内容につきましては、現在、検診結果の返却や保健指導に使用しております検診データソフトが、このたび仕様変更されたことに伴い、システム改修に必要な物品を購入するものとなります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 7ページをお願いいたします。

8款教育費1項教育総務費3目義務教育振興費、教育コンピューターに要する経費で、GIGA端末更新事業に対する公立学校情報機器整備費補助金が国庫補助金から道補助金に変更になったことによりまして、科目変更を行う増減移動であります。歳出の増減はございません。

続きまして、4目教職員厚生費、教職員住宅の管理に要する経費に39万6,000円の増額です。総務費の財産管理費で説明をいたしましたが、羅臼町有土地及び建物管理条例施行規則の一部改正によりまして、教職員住宅も同様に共用部の運用に伴う電気料の徴収を行い、町費にて電気料を支出することとしたことから、10節需用費の光熱水費を増額するものであります。

なお、歳入において、教職員住宅貸付収入現年分に現入居者分の36万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） それでは、引き続き歳入を御説明いたしますので、3ページにお戻りください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金に178万5,000円の追加補正でございます。内容につきましては、令和7年5月26日施行の戸籍法の改正によりまして、戸籍の氏名に対します振り仮名の記載が法制化されましたことに伴いまして、その経費が国からの補助金として交付されるものを、社会保障・税番号制度システム整備事

業補助金に追加するものでございます。

なお、本補正予算の追加によりまして、歳出予算におけます財源の組替えにつきましても併せて行うものでございます。

続きまして、3目衛生費国庫補助金に1,000万円の追加補正でございます。内容につきましては、当町の地熱資源を最大限に活用いたしました地熱発電の新規導入、さらには温泉熱のさらなる利活用の推進を目的といたしました内閣府のゼロカーボンシティ推進事業におきまして、事業採択されましたことから、国からの補助金を新しい地方経済・生活環境創生交付金に追加するものでございます。

続きまして、7目教育費国庫補助金から1,160万円の減額補正でございます。内容につきましては、文部科学省のGIGAスクール構想に基づく取組といたしまして、小中学校に整備しておりますタブレット端末機器等の更新に伴いまして、国からの補助金を予算化しておりましたが、補助単価等の変更、さらには予算科目の変更が生じたため、公立学校情報機器整備費補助金から減額を行うものでございます。

なお、当該事業に対しましては、次に御説明いたします道補助金によりまして、新たに財源を予算化するものでございます。

続きまして、15款道支出金2項道補助金6目教育費道補助金に1,185万5,000円の追加補正でございます。内容につきましては、前段で御説明申し上げました国庫補助金の減額補正に伴うものでございます。GIGAスクール構想に基づきますタブレット端末機器等の更新に対しまして、道からの補助金として交付されるものを公立学校情報機器整備費補助金に追加するものでございます。

なお、補助単価等の精査に伴いまして、当初予算を上回る補助金が見込まれること、さらには予算科目の変更が生じたことから、歳出予算につきましても財源の組替えを併せて行うものでございます。

続きまして、16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入に85万2,000円の追加補正でございます。内容につきましては、いずれも令和7年3月17日付で、羅臼町有土地及び建物管理条例施行規則の一部改正によりまして、教職員住宅及び職員住宅におけます共用施設の電気料を個人支払いから公益費として入居者から徴収し、各棟の統一化を図るものでございます。

内訳といたしましては、教員住宅貸付収入現年度分に36万円、職員住宅貸付収入現年度分に49万2,000円をそれぞれ追加し、合計で85万2,000円を土地建物貸付収入に追加するものでございます。

続きまして、18款繰入金1項1目基金繰入金に943万4,000円の追加補正でございます。内容につきましては、歳出の財源調整のため、その財源を財政調整基金繰入金に求めるものでございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高見込額につきましては、予算ベースでございますが、10億6,860万8,000円となる見込みでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,232万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

田中良君。

○6番（田中 良君） それでは、質問させていただきます。

6ページの環境保全対策等に要する経費で、今回、基本設計の分として2,000万円計上しております。ゼロカーボン推進事業の概要を別冊資料で頂いております。それについて、2点質問したいと思います。

まず1点目は、令和7年度は基本的にこの基本構想のみで終わる仕方の予算計上をしています。流れ的に、これを何年度計画で考えているか、まず1点教えていただきたいと思います。

それともう1点は、説明の中にあるK P Iについてのことなのですけれども、今年度は基本設計ということで、これから設計していくと思うのです。それで、K P Iについては、結果内容とか概要が見える時点でお知らせいただきたいと思いますので、その辺りを答弁いただければありがたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 2点御質問いただきました。

まず、スケジュール感についてでございます。今年度、基本構想、基本設計をやって、次はどうなるのかということですが、来年度の補助申請がまだどこに目指すかというのは決まっていないのですが、秋から冬にかけて申請時期が来ます。ですから秋、年内には事業の概要、概算工事費等々を出しておかなければ手を上げることができませんので、当然年内の基本構想、基本設計というところでは、スケジュールを持って進めているところであります。

2点目の設計の関係の説明については、当然できてからお示しするのではなくて、今こういうことで考えているというところは、議員の皆様にごくかの場面でお示しさせていただきたいと考えてございまして、それがいつかということについては、まだお約束できませんが、秋には一度お見せしたいと担当としては考えています。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○6番（田中 良君） 今、課長から説明等々ありましたけれども、今年度中に大体の概要が見えるような雰囲気でお話しされているので、ぜひその辺りで進んでもらえればいいと思います。

なぜこの質問をするかといいますと、これによって、もしかしたら人口減少とか、雇用も生まれる可能性もあるので、そういうものをきちっと町民に早くお示しして、こういうことを考えているのだということをまず出していただきたいと思います。

特に、K P Iには、この資料では、雑駁で概要がぼやつとしたものしか見えませんの

で、この辺りはきちっと精査をして、申請をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第31号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長（鹿又芳弘君） 議案の4ページをお願いします。

議案第31号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

5ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であります。

改正の柱といたしましては、特定親族特別控除の創設に伴う各種規定の整理ほか、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例等所要の改正など、改正のありました項目について所要の措置を行うものでございます。

改正条例につきましては、議案の5ページから10ページに掲載しておりますが、別冊として配付しております参考資料の羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を

賜りたいと存じます。

なお、改正項目それぞれの施行年月日につきましては、説明資料に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料の２ページ、資料２をお開き願います。

主な改正内容に沿って御説明させていただきます。

１番、公示送達、第１８条の改正は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正でございます。

２番、納税証明事項、第１８条の３の改正は、１番の公示送達、第１８条の改正に伴う規定の整備でございます。

３番、町民税の所得控除、第３４条の２につきましては、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

なお、特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族で、合計所得が５８万円を超え１２３万円以下の者のことです。

４番、町民税の申告、第３６条の２第１項につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

５番、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書、第３６条の３の２第１項につきましては、記載事項について、特定親族を追加するものでございます。

６番、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第３６条の３の３第１項につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備でございます。

７番、軽自動車税種別割の税率、第８２条につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分改正でございます。

３ページをお願いします。

８番、軽自動車税種別割の減免、第８９条第２項につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

９番、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免、第９０条第２項及び第３項につきましては、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備でございます。

１０番、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、附則第６条につきましては、法律の改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

１１番、わが町特例関係として、法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合、附則第１０条の２につきましては、法律改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

１２番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、附則第１０条の３第１４項につきましては、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとできる規定を新設及び条項ずれの整理でございます。

13番、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例、条例附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例の法律に合わせたの新設でございます。

附則として、第1条では施行年月日を規定しており、第2条では、公示送達に関する経過措置、第3条から第6条では、各税目に関する経過措置について規定しております。

なお、5ページ以降に、資料3で新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第32号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見康敬君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第32号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正条例につきましては、12ページから13ページに掲載しておりますが、改正内容については別冊で配付しております参考資料にて御説明させていただきたいと思っておりますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、別冊参考資料15ページの資料4、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお聞きます。

まず初めに、1の理由でございますが2点ございまして、1点目は、令和7年度税制改正大綱により、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の引上げ並びに低所得者に係る軽減判定所得の見直しが行われたものでございます。

2点目は、北海道国保運営方針において、加入者負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すことが明記され、市町村は、北海道が示す標準保険料率と現行保険税率の差を解消していくことが必要となったことから、標準保険料率を基に保険税率の改定を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。3点ございまして、1点目は、国民健康保険税の課税額の引上げですが、基礎課税額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に上げるものでございます。

2点目は、国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直しで、5割軽減対象世帯では29万5,000円から30万5,000円に引上げ、2割軽減対象世帯では54万5,000円から56万円に引上げるものでございます。

3点目は、標準保険料率での保険税率の改正を行うものでございます。

3、保険税率改定案でございます。

保険税は、その使用目的により、加入者の医療費を賄う医療費分、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者医療支援金等分、40歳以上64歳以下の加入者が介護保険サービスの一部を負担するための介護納付金分に分かれており、それぞれの必要総額に応じて、所得割、均等割、平等割で算出された合計額が、その世帯の国民健康保険税として課税をされるものでございます。

改定案ですが、表の下段、合計欄を御覧ください。所得割では、現行の13.65%から13.05%、均等割は、現行4万7,000円から4万6,300円に、平等割は、現行4万5,400円から4万4,000円に、それぞれ減となっておりますが、賦課限度額で先ほど御説明したとおり、基礎課税額及び後期高齢者医療支援金等分の合わせて3万円が引き上げられたことにより、合計は109万円となっております。

ただいま御説明いたしました賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについては、税制改正大綱により改定を行うもので、税率については、北海道が示す標準保険料率により改定を行うものでありますが、今般の税率減については、被保険者数の減少などにより、羅臼町が北海道へ納める納附金が減少したことによるものが大きな理由でございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、4の改正条文でございます。ここからは、改正される条文を区分ごとに掲載しておりますが概要のみ御説明させていただき、右欄にある改正内容の税率及び金額の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

まず、区分1の課税額で、第2条関係ですが、基礎課税限度額を66万円に、後期高齢者医療支援金等分を26万円にするものです。

次に、区分2、3、4は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額で、第3条及び第5条から第9条関係となりますが、それぞれの所得割額、均等割額、平等割額を表で示すとおり変更しております。

次に、区分5、17ページにかけて、区分6、7、それと18ページの区分8、9は、国民健康保険税の減額についてで、第23条関係になります。それぞれ軽減区分ごとに記載しているとおり、課税額の変更を行っております。

最後の区分10、第26条関係は、文言整理のための改正でございます。

附則といたしまして、第1項で施行期日を定めており、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

2項は、適用区分となりますが、この条例により、改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によるものでございます。

なお、当町の状況といたしましては、昨年度に比べ被保険者数は160名程度減少しておりますが、今年度課税所得は前年度に比べ上がる見込みでございます。今後、国保加入者の人数及び世帯数、加入者の所得状況の確定後に課税計算を行うこととしておりますので御了承を願います。

続きます19ページには、課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の見直しについての資料。

20ページから27ページには、資料5として、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本条例の一部改正につきましては、去る5月21日開催の令和7年第3回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認いただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第3回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時47分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員